

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 一般県道砂原四方寄線（池上工区）池上地区道路改良その9工
事
- 2 請 負 金 額 826,474,000円
- 3 契約の相手方 十五・西部・大智建設工事共同企業体
代表者 熊本市中央区十禅寺1丁目10番14号
株式会社 十五建設
代表取締役 木野 弘道

熊本市南区海路口町3332番地2
株式会社 西部開発
代表取締役 鹿子木 亜由美

熊本市東区石原2丁目1番35号
大智 株式会社
代表取締役 古木 幸恵

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。